

平成28年度行政事業レビューシート（厚生労働省）

事業名	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業			担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部			作成責任者			
事業開始年度	平成21年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	精神・障害保健課医療観察法医療 体制整備推進室			井内 努			
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	—			関係する計画、 通知等	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業 費の国庫補助について(平成24年4月5日厚生労働省発障 0405第14号)						
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)の円滑な実施の観点から、医療観察法に基づ く指定入院医療機関の周辺の地域における地域共生施設の整備、その他の地域の共生に寄与する事業を促進することにより、継続的な医療提供の確保と 社会復帰を図り、もって対象者の自立した日常生活及び社会生活を実現する。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、地域の共生に寄与する事業の実施に 必要な経費を補助する。(補助率10/10) ○地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設・設備整備 ○地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業)										
実施方法	補助										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
	予算 の状 況	当初予算	30	29	29	26	24				
		補正予算	—	—	—	—					
		前年度から繰越し	195	—	—	—					
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—					
		予備費等	—	—	—	—					
	計		225	29	29	26	24				
	執行額		186	0	0						
執行率(%)		83%	0%	0%							
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 — 年度	目標最終年度 — 年度	
	—		—	成果実績	—	—	—	—	—	—	
				目標値	—	—	—	—	—	—	
				達成度	%	—	—	—	—	—	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標 が設定できない 理由及び定 性的な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績						
		本事業は医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を行う自治体を 国が支援するものであり、定量的な成果目標の設定にはなじまない。 医療観察病棟建設予定の自治体 が実施する地域共生事業を通じて、医療 観察法の対象者と地域の共生が図られることを目標としているが、指定入院 医療機関の新規整備数が減少し、計画の遅れも生じているため実績が減少 している。									
	事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	代替目標		代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 — 年度	目標最終年度 28 年度
		医療観察病棟建設予定の 自治体において地域の共 生に寄与する事業を行う。		事業実施自治体数	実績	自治体	2	0	0	—	—
					目標値	自治体	3	1	1	—	1
					達成度	%	67	0	0	—	—
	活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
		事業実施箇所数			活動実績	箇所	2	0	0	0	
					当初見込み	箇所	3	1	1	1	
	単位当たり コスト	算出根拠				単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
X/Y X:支出額(前年度からの繰越し分を含む) Y:事業実施箇所数			単位当たり コスト	百万円	93	0	0	26			
					計算式	X/Y	186/2	0/0	0/0	26/1	

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由							
	心神喪失者等医療観察法 指定入院医療機関地域共 生事業費補助金		26	24	計画額の見直しによる減							
	計		26	24								
政策評価、経済・財政再生 アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること									
		施策	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-1)									
		測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度		
			実績値	-	-	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、 ①地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設整備 ②地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業) について、地域の共生に寄与する事業に必要な経費を10/10国が補助する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関を整備する地域での地域共生社会の実現を図る総合的な取組みを進め、法対象者の社会復帰を促進していく。											
	経済・財政再生 アクション・プログラム	改革項目	分野:	-	-							
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
			成果実績	-	-	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-			
		(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
			成果実績	-	-	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-			
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
		-										
事業所管部局による点検・改善												
国費投入の 必要性	項 目				評 価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を支援するものであり、国が実施すべき事業である。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を支援するものであり、国が実施すべき事業である。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を行う事業であり、優先度が高い。						

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、当該補助金の交付先を適切に選定し、支出している。		
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無			
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	医療観察法に基づき、対象者の円滑な社会復帰のため、地域の共生に寄与する施設整備等に必要な経費を国が補助することとしているものである。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	補助事業者が事業を実施するに当たっては、入札等を行い事業費の削減に努めている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	指定入院医療機関の整備の遅れ等により計画の変更が生じたものである。			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		×	指定入院医療機関の整備計画の遅れにより、見込んでいた事業を実施できなかった。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		×	指定入院医療機関の整備計画の遅れにより、見込んでいた事業を実施できなかった。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	当該補助金により整備された施設等は、地域の共生のために活用されている。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	地域共生事業は、指定入院医療機関の医療観察病棟が設置される地域の都道府県、市町村が実施する事業を促進するために補助を行うものである。 指定入院医療機関整備等は、医療観察病棟の整備を行う都道府県、特定地方独立行政法人等に対して必要な経費を負担するものであり、内容の異なる事業である。		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部	750	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等			
点検・改善結果	点検結果	医療観察法による裁判所の決定を受けた対象者に対し、医療観察法第81条第1項により、国はその精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を提供することとされ、本事業は、医療を実施する指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を行うものである。 指定入院医療機関の新規整備数の減少に伴い事業実施箇所数は減少しているが、計画的に予算計上を行っているところである。				
	改善の方向性	引き続き、指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、適正な予算措置を講じていくものとする。				
外部有識者の所見						
指定入院医療機関の整備計画を事前に把握した上で予算措置する等予算計上に計画性が求められる。(長崎 武彦)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
一部 の 改善 内容	執行率を踏まえ、予算額を縮減すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	地元自治体や周辺住民の理解が得られない等の理由により、新たな指定入院医療機関の整備計画が進んでいないことから、活動実績が低調に推移しているところである。 引き続き地元の理解を得るため関係機関への働きかけを行い、29年度予算要求においては、新規計画額の見直しにより要求額を縮減することとした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	516	平成23年度	469	平成24年度	413	
平成25年度	772	平成26年度	770	平成27年度	753	

